

## 津市避難行動要支援者対策検討会議設置要綱

平成26年3月31日津市訓第29号

### (設置)

第1条 災害時における避難行動要支援者の避難行動支援について検討するため、津市避難行動要支援者対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

2 この要綱において「避難行動要支援者名簿」とは、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿をいう。

3 この要綱において「名簿情報」とは、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

### (所掌事項)

第3条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿に関すること。
- (2) 名簿情報の利用及び提供に関すること。
- (3) 名簿情報を提供する場合における配慮に関すること。
- (4) その他避難行動要支援者の避難行動支援に関すること。

### (構成)

第4条 検討会議は、会長及び委員で構成する。

2 会長には、津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第1号に規定する副市長をもって充てる。

3 委員には、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

### (会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、危機管理部長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。  
(意見等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して意見又は説明を求めることができる。

(幹事会等)

第8条 第3条に規定する所掌事項のうち特定の事項について調査研究を行い、具体的な対応を図るため、検討会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職員で構成する。

3 幹事会の事務に係る資料の収集等を行うため、幹事会にワーキンググループを置く。

4 ワーキンググループは、会長が指名する職員で構成する。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、危機管理部防災室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

危機管理部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、消防次長
------------------------------

別表第2 (第8条関係)

防災室長、総務課長、市民課長、福祉政策課長、消防総務課長
------------------------------